

武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会  
（第 21 回）

平成 30 年 5 月 29 日（火）

市役所 西棟 4 1 2 会議室

午後 7 時 開会

## 1. 開 会

【座長】 定刻になりましたので、武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会の第 21 回の会合を開会いたします。

## 2. 議 事

### （1）前回の振り返り

【座長】 まず、毎回のとおりですけれども、「前回の振り返り」というのがありまして、資料 1 が提出されていますので、これについて事務局からご説明をお願いします。

（副参事（自治基本条例担当）が資料 1 について説明）

【座長】 前回いろいろ議論があって、結論はほぼ妥当なまとめ方をされているのではないかと思いますけれども、皆さんの感想として、何かまだ補足をしたい、言い足りなかった、ここは書き足りない、もうちょっと明確にしろというご意見があれば伺います。どうでしょうか。

【副座長】 この前もう少し確認しておけばよかったのですがけれども、第 5 章、財政援助出資団体。ここで議論する必要はないのですがけれども、財政援助団体と財政出資団体は、法律的にも微妙に異なってきますので、これについては条例作成の際にきちんと精査をしてもらいたい。法律では、法人の財政援助に関する法律というのがあります。これは、国もそうですけれども、地方自治体も当然該当する法律です。これに含まれるような財政援助団体なのか、あるいは財政出資団体なのか、この分類を法的にきちんと精査していただきたい。ここで議論はしません。

【座長】 今の点、事務局のほうはよろしいですか。——ほかには、ご意見がありますか。よろしいでしょうか。それでは、これはこういうまとめ方でいいということにいたしまして、次の議題に移りたいと思います。

(2) 骨子案素案に対する意見への対応案について

【座長】 (2)「骨子案素案に対する意見への対応案について」です。

前回、事務局が絞り込んだ問題について、まずは議論をしたのですけれども、それ以外の項目が資料2-2にたくさん、ずらっと並んでいるわけです。ここには意見の要約、カテゴリ分けがなされていて、事務局としての対応案が書かれているのですけれども、果たしてこれでいいかということ。これを1件1件議論していくと切りがないので、皆さんのほうから、ここは気になる、この対応策ではいけないのではないかとか、お気づきになったことがあれば、次々と取り上げて、ご意見を述べていただきたい。それをきょう何とか仕上げたいと思っているわけですが、たくさんありますので、まずは、前文及び第1章についてのまとめ方、この中で、ここは気になりますというご指摘がある方は、ご発言いただく形で順次進めていきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

それでは、最初は【前文及び第1章】についてです。資料2-2の1ページから7ページの中から、ここはこれでどうでしょうかということがありましたら、ご指摘いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【A委員】 前回の傍聴者アンケートにも記述があったのですけれども、38番の意見です。大項目は「その他」ということで、ここに該当するのちょっとわからないのですけれども、内容としては、この条例について周知することと、自治のまちづくりを進めるための教育をその役割としてここに位置づけることは違うことだと思うという記入をいただいている、確かに、これをつくりっ放しではなく、市民にとっても定着といいますか重要なものと認識できるようにしていくというのが必要であると私自身も感じました。これをどう入れ込めるのかというのはあるのですが、教育の中というよりも、幅広い世代で自治の担い手であるということを自覚できるような環境づくりに努めるという考えはどこかに盛り込めるといいのかなと考えました。

【座長】 国政への参加から始まって全国的な問題として、有権者の対象を成人年齢の20歳から18歳に引き下げて広げたときに、主権者教育ということが必要だと盛んに言われるようになって、いろいろなところで選挙管理委員会や何かは努力してそういうことをやっていこうという話が出てきていると思うんです。広く言えばそういう問題なんですよ。国政、自治政を問わず、そういう教育が必要だということなんですけど、どういうふ

うに書きますかね。そこが何とも難しいなという感じはあるんですけど、ほかの方々の感想はいかがでしょう。

【副座長】 実務的な話なんだけど、副読本で、武蔵野市の自治だとかコミュニティだとかは、小学校だとか中学校、どのレベルで、どういう教育をやっていますかね。副読本でどう取り扱っているのか。わからなかったら次回でもいいですけども、副読本でコミュニティのことを扱っているのではないかな。

【総合政策部長】 副読本で「わたしたちの武蔵野市」という、たしか教育委員会で編集しているものがあるのですが、内容について詳しくは把握していません。その中に武蔵野市の歴史とか武蔵野市の今までの自治のことについては記載があると思うのですが、ちょっと確認をしておきます。

【副座長】 私は、最高規範性だの執行基準だのと本条例のことを言っているんですけども、本条例をつくるということは最大の行政改革、議会改革だと思っています。そうすると、この条例を制定した段階で、これらを全部見直さなきゃいけないんです。この条例は今後どういうふうにやっていくか。こういうことについては重要な作業がありますので、私はこれをあえて聞いたわけです。

つくることが目的じゃないんです。実際に何をやるか。これを踏まえて、どうしたらいいのか。だから行政改革なんだ、だから議会改革なんだと私は主張しているのです。今後こういう点を含めて事務的に全部洗い直してもらうために企画でやっているんですよ。これは総務の自治法務課でやっているのではないんです。そこに意義があるんです。私が主張しているように、企画型法務なんです。法務は企画型でなければいけないと言って、まさしく企画型法務の事例を全国に紹介できる内容になるんじゃないかと思います。

【B委員】 A委員の今のお話は、子どもだけじゃなく、一般市民に対して、行政側にそういう教育を施すような機会をつくるのを明文化するというお考えですか。

【A委員】 どういった施策事業を打っていくかは、ここで述べるものではないのかなと思うのですが、ここで条例として条文に上がっていれば、傍聴者アンケートにもあったよ

うに、それを根拠に今後検討するきっかけにはなるというか、やっていかなくてもいけないということで、何かしら展開が見られるのではないかなという意味で、文言として入れることが重要なと感じたところです。

**【座長】** たしかこれは市民意見交換会で出たご意見で、それもかなり初めのほうで、率先してご発言になった方で、どこかの大学の先生じゃなかったですかね、武蔵野のこの動向に大変詳しくて、市民が学習していくことの重要さみたいなことは調整計画のところでも書いてもらったし、市民活動推進条例なんかのときにもそういう条文を入れていただいたとか、幾つもの例を挙げておられた。過去、市民参加をして、自分が発言し続けて、そういうふうにつくってこられたのだと思うんです。このことに執念を持っていらっしゃる発言者だったと思います。

ここの対応案のところでは「学校における子どもたちへの今条例の周知の実施を検討していく」と書いてありますが、学校教育のところ限定すれば、これは教育委員会の問題になっちゃうんだよね。教育委員会に注文をつけるようなことをここへ書くんですかという話になりますけれども、市民活動全体について言うことならば、市長部局のほうにも入ってきちゃう話なんですよ。ですから、どこで、どう書くのかということも非常に難しい問題だと思うんです。学校での対応を期待しているなら、個々の学校へというのではなくて、教育委員会に注文をつけているような話なんです。そこをどう考えるかだと思います。

**【副座長】** 論点がちょっと違ってきますけれども、こういうコミュニティだとか武蔵野の歴史だとかについては、教育委員会の主管ではなくて、学校の教科書検定じゃないですけども、市民参加で、市長の責任でつくっていく、こういう仕組み、手続も考えられるかな。こういうものを踏まえたら、じゃ、自治基本条例はそれをどういうふうにご中で表現するのか、入れ込むのか。この解釈の中のどこにまぶし込むか。あるいは、条文、項目を1つ起こさなきゃできないのか、解釈の中でこれを入れられるのか。こういう検討も必要になってくると思いますね。

**【座長】** 副読本の話が出てきましたけど、この基本条例の前文に武蔵野のたどってきた歴史みたいなこともちゃんと書きましょうとか、いろいろなことを言われてきました。だ

んだんだんだ注文が多くなってきて、物すごく長いものになってきちゃうんですけど、こういう武蔵野の成り立ちとか武蔵野市政の流れとか特徴とかいうものを子どもの段階からきちんと教えていこう、世代を超えて継承していこうということになると、武蔵野の地域学習としての副読本をどうつくるかということが物すごく大事なことだと思うんです。

私は今、武蔵野で採用して使っている副読本がどういう手続で、どういう人によってつくられている本なのか知りませんが、本当を言えば、武蔵野にふさわしい副読本をつくらうというプロジェクトを立ち上げて、新しく、完全に編集し直すという気構えでやっていけば、いろいろなご注文を全部取り入れていける。そういうことは十分検討していいことなんだよね。今はどうなっているのか、そこがわからないので、何とも言えませんが、どういう副読本が使われているか、ご存じの方はいらっしゃらないの？ 副市長さんもお存じないの？

【C委員】 「わたしたちの武蔵野」もありますし、昔、「こども武蔵野市史」という本があったのです。それがちょっと読みづらいというので、改訂してくれと議会でも随分要請しまして、今は「武蔵野のいま・むかし」という冊子になったと思うんです。これはA4判のカラー刷りで、武蔵野市のそれこそ産業、農業だったり商業だったり、コミュニティが入っていたかどうかわかりませんがちょっと覚えていませんけれども、玉川上水の話ですとか、そういうことが書かれている。冊子は山上教育長のときにつくってもらいました。

【座長】 武蔵野市で学校教員をやっている方々で執筆者陣をつくって、つくったという本なのですかね。

【C委員】 執筆者の方はわからないのですが、今、座長がおっしゃったことに私はとても賛同いたしております。武蔵野市がそういった武蔵野市の歴史だとか地域性だとかということをしつかりと子どもたちに教えていくというのは、公立学校で教えていくことになるんだろうと思うのですが、私はまさしく公立学校の設置目的の1つなんだろうなと思っています。これは私学では絶対教えられないことですし、やはり武蔵野の公立学校に学んだからこそ、そういった歴史とか伝統とかそういったものが公立学校の中で教えられる。そういう精神をもって自治基本条例の精神を入れていくというのは、大賛成であります。

【座長】 市民参加のところの書き方も、「主権者」と書けというご意見もいろんな場に出てきたようですし、「主人公」では弱いのではないかとか、「主体」という表現では弱いのではないかとか、いろいろご意見があって、その問題も、実を言うと、国民全体に「主権者」という概念が1つのものとしてある。都道府県単位の主権者というのはないのです。市町村単位の主権者という概念はないのです。武蔵野市政における主権者という概念は非常に不正確な、法律上は成り立たない概念なので、だから「主権者」という言葉は使わないんです。

それで「主体」と言ってみたり、「主人公」と言ってみたり、そういう表現が出てきているというのが1つの理由ですし、もう1つの理由は、住所をここに置いている、住民登録をしている市民の人だけではなくて、在勤、在学の人たちもいいですよ。武蔵野市で活動していらっしゃる方も幅広く市民として受け取って、市民参加の対象として考えていくという考え方に立っていますと、「市民」を定義しているわけです。その概念から、今度「主権者」と言ってしまうと、通勤、通学の人もみんな外れちゃうのです。そういう意味でも、有権者に限るということは適当ではないという2つの理由で「主権」という言葉は使わないで来ているんだということをご理解いただきたいんです。

それくらい大もとからいろいろ議論がある大問題なんですよ。この市民自治を支えていく市民というものをどう考えるかというのは非常に大きな議論なので、これだけいろいろ議論があるなら、そういうせっかくある副読本というものをこの機会に抜本的に検討して、作り直すという発想で、主権者教育も、歴史のことも兼ねたそういう本をつくろうじゃないかとやっていったら、いいものができるかもしれませんよ。子どものためにつくったものを大人がみんな読んで、役に立つものになるということはよくあることなので。

【総合政策部長】 社会科の副読本の「わたしたちの武蔵野市」は、教育委員会内部で市内の先生方の何人かにお集まりいただいて、編集委員会をつくってやっています。主管は教育企画課になるのですが、市長部局のほうは、さすがにいろんな情報について取材があれば提供はするのですが、教育委員会の教育内容まで踏み込めないところがありますので、そこら辺はちょっと難しいかなと事務局は考えております。

【D委員】 ただ、今申しました小学校の社会科の副読本の「わたしたちの武蔵野市」と

いうのは、ホームページには掲載されていないのですが、第2版、第3版、第4版という形で1～2年ごとに版を重ねて改訂をしているので、この条例が条例化された後と前では当然「わたしたちの武蔵野市」のありようが変わってくるわけですから、編集権は教育委員会にあったとしても、我々のほうで改めて改訂してほしいということも言えるだろうし、そういう議論の中で全庁的な見直しは可能だと思います。

【副座長】 今の議論は、実務的には社会教育課なのか、生涯学習課の問題なのかという話になるね。生涯学習と社会教育と体系が全然違ってきます。社会教育だったら教育委員会、生涯学習だったら市長部局。総務省管轄、文科省管轄、全然違ってきます。

この前の住民との懇談会の中では、たしか社会教育と言っていないよね。生涯学習という位置づけで言っていたような気がするのです。そうすると、生涯学習は市長部局のほうの位置づけとしてやったらいかがかと私は理解したんです。違っていませんか。

【座長】 そのときのご発言者はそうだったかもしれない。

【副座長】 私は、副読本は、市長部局のほうできちんと、住民の編集委員会をつくって主導してやったらということなので、改訂すると主張しているのではないので、その点はよろしくをお願いします。

【A委員】 私も副読本というイメージではなく、生涯学習的な意味でのそういったものがあればいいなと感じました。

あとは、430番のコメントの中にも「解説付きの『子ども版』をつくる」というご提案がありましたけれども、これはまさに条例に関して、子どもにも理解してもらえるような解説書、これは教育委員会側ではなく、行政側でできることかなと思いますので、それはここで決められることではないのかもしれないですが、ぜひつくっていただきたいなと思います。

【E委員】 今のA委員がおっしゃったことでいいのかなと僕も思っています。今、武蔵野市で、たしか子ども向けの憲法手帳というのをつくっていますね。あれは教育委員会ではないですか。

【D委員】　そうです。今でいうところの市民活動推進課です。

【E委員】　条例の説明ということであれば、市長部局のほうで、こういった条例をつくりました、中身はこういうことなんだということを子どもにもわかりやすくつくる。副読本になるかどうかはともかく、憲法手帳みたいな形で、それこそ子どもにもわかりやすいような、解釈の仕方をまとめて手帳としてお渡しするという取り組みをやっているので、そういうものの一貫で、自治基本条例という、武蔵野市でいえば、憲法ではないかもしれないけれども基本となる考え方をまとめて、子どもから大人までわかりやすいものをつくっていくというのは、1つのありようとしてはあるのかなと感じます。

【座長】　大分活発な議論になってきたんだけど、ここで細かいことまで決めるわけにもいかないし、決める必要もないんだと思うんです。出てきた議論として、学校教育における副読本として使うものと、社会教育の教材として使うもの、生涯学習で使うもの、主権者教育として使うものとか、目的がそれぞれ違ってくると、少しずつ中身が違ってくるわけです。それは既存のものもいろいろあるし、そういうものを少し見直して、新しいものを整備するように検討していきましょうということを対応案として書いたらどうですかというあたりでとどめてはいかがでしょうか。この場合には、そういう対応案として、自治基本条例で中に何か書くということではないけれども、そういうふうに努めますということにしてはどうでしょうか。それだけの予算も使ってやっていくからには、これからの長期計画・調整計画の中に入れていかなくちゃできないでしょうし、そういうことでいかがでしょうか。A委員、それでよろしいですか。

前文及び第1章の7ページぐらいまでのところで、ほかにご意見はありましようか。よろしいですか。また気づかれたら、後から言っていただければいいことにいたしまして、少し先に進みましょうか。

それでは、今度は【第2章】及び【第3章】について。

第2章「市民・議会・市長等の役割」と、第3章「参加と協働」についてという部分に当たるわけですが、7ページから24ページまでと、かなり広い範囲にわたっています。そこらあたりで、ここはちょっと議論すべきじゃないでしょうかというご指摘がありましたらどうか。

私自身は、1つ思っていたことがあるのです。8ページの88番に、第2章「市民・議会・市長等の役割」の「市長等の責務」に属している問題として、テーマで「文書保存について」というのがあります。意見の要約で書いてあることは、「文書作成と保管義務に関する規定を追加してください。文書を作らない、保管しないことによって情報が葬られ、市民の知る権利が損なわれることのないようにしていただきたい」。今、国政をめぐる起こっているさまざまな問題、大スキャンダルがありまして、当然皆さん、こういうことが最も大事だと。情報公開制度の基本として、まずここがきちりしていない限り、意味がなくなってしまうという大事なことが書かれているわけですが、それに対する事務局の対応案としては「文書作成及び保管については、武蔵野市文書管理規則で別途規定されている」。したがって、自治基本条例で改めて条文を起す必要はないのではないかと趣旨になっております。

それはそのとおりなんです。情報公開条例とは別に、武蔵野市文書管理規則というのがあって、そこで文書の管理、保存についてはきちんと書いてある、改めて定める必要はないのだという答え方になっているのですが、私は本当に大丈夫でしょうかという危惧を持っている。現在の文書管理規則でどこまでのことが書いてあるのかを確認していないので、何とも言えませんが、今新しく国で起こっているようなことを照らし合わせて考えたときに、同じようなことが武蔵野市で起こる余地は本当はないのか。もう少しよくよく考えて、きちんと規定を整備しておかないと、同じようなことが市でも起こり得るのではないかと目新しく見直すことが必要なのではないかということなんですよ。

もしそうだとしたら、まさに副座長が言う行政改革なんですけど、自治基本条例が改めてつくられて、情報公開制度を先進的にやってきた我が市ではあるけれども、今の時点になって考えると、まだ十分ではなかった、こういうまだまだ直すべき点がある、さらに一歩進めるべき点があるということならば、この文書管理規則で決めている事柄も含めて見直して、この際直しなさいという書き方はあると思うんです。そこもちゃんと視野に入れて、もう一遍考えましょうねという言い方はあると思ったのですが、いかがでしょうか。

**【副座長】** これは私も講演会などで随分指摘しているところです。私は文書管理については勉強しています。

ちょっと自説を展開しますと、もともと情報公開とセットなんです。情報公開というのは、文書保存から来ているんです。武蔵野市も、情報公開条例をつくるときに、公文書館

もセットで、同時並行的にやったのですけれども、公文書館をつくっても余り票になりませんから、歴代市長さんは全然やる気はなくて、議員さんもさっぱりやる気はないんです。したがって、今になっているというのが実態です。

これの典型的なのが、神奈川県です。神奈川県は、公文書館を情報公開条例とセットでつくっています。最近では千葉もできています。世田谷区もやっていますかね。そういう面で、セットになってやっているところが結構あるんです。

そこでもう1つ問題なんですけれども、ここの文書管理規定でやっているからというだけでは答えにならないんです。なぜならば、自治体の市町村の法律を分析しますと、まず条例があります。これは議会の議決によって拘束性を持たせます。次に出てくるのは、それに基づいた規則です。条例の施行規則です。あるいは、行政が単独で、議会にかけるまでもないけれども行政の範囲内でできる規則です。

これに対して、規程。文書管理規程があります。規程とは何ですか。多分憲法学者はわかりません。なぜわからないかといったら、これは自治体独自の体系だからです。国にはありません。規程というのは、訓令です。首長の命令です。命令ですから、文書管理規程を見ると、永年保存、10年保存、5年保存、1年保存、保存の年限が書いてあるのですけれども、永年規定であっても、その長から「こんなものがあるからもめるんだ。捨てる」と言われた場合に、皆さん方はどうしますか。これは捨てます。捨てなかったら、命令違反になります。後の命令と先の命令だったら、後の命令が効力を生じます。文書管理規程という先の命令よりも、今、捨てろと言ったほうが優先します。したがって、全国の事例でも上司の命令で捨てちゃったケースが結構あります。あれは、上司の命令によって、捨てなければ、法令、上司に従う義務違反で懲戒処分になるからです。

これに気がついたのが熊本県と高知県で、10年以上前になるのですけれども、文書管理条例をつくっています。高知県では、やはり捨てろと言って、今みたいに改ざんしたのを公用文書毀棄罪で告訴しています。そういう流れのなかで条例化している。条例化するには、きちんとした罰則適用、刑事罰適用にしなければだめだというのが私の主張です。現在、熊本県と高知県には条例があって、この流れが全国に徐々にふえてきているというのが実態です。したがって、文書管理規程、規則ではだめです。条例にしなければだめです。

【座長】 ちょっと待ってください。要するに、規則ではだめだということですね。規則と規程の話がまじってきたので、まず確認しますが、ここでは規則で別途規定されていると書いてあるわけです。先ほどあなたのおっしゃった何年保存であるかということは……。

【副座長】 規程で書いてある。

【座長】 規則に基づく規程に書いてあるの？じゃ、その年数や保存年限のことは、規則そのもので書いているのではなくて、規程にさらに委任しているのね。

【副参事（自治基本条例担当）】 今は保存年限についても文書管理規則で定めておりません。

【副座長】 最近は規則になった。

【座長】 執行機関がつくるルールになっているから、命令ではない。

【副座長】 命令から上がった。

【座長】 一段上がったわけだ。

【副座長】 それをさらに条例にしてはどうかという主張です。

【座長】 副座長の時代は規程だったの？

【副座長】 規程だった。

【座長】 どこかで規則に変えたんだね。

【副参事（自治基本条例担当）】 平成 17 年規則で定めています。

【D委員】 今の情報公開条例ができたときです。

【座長】 昔と違って、情報公開条例そのものに改正があったんだね。

【副座長】 情報公開を改定したときに、一緒に改定した。規則に昇格したんだね。

【座長】 それは一段前進なんですけど、言われたとおり、条例にしていくべきなんじゃないのかという問題がもう1つあると私は思うんです。県の中には、そこまで上げているものがあるということなので、情報公開条例と並びのものとしてやるのなら、条例化すべきなんじゃないかと私は思いますけどね。それならそれで、ここで新しく書く意味がある。あわせて今度はそうしようというふうにするきっかけになる。自治基本条例で、情報公開との関連で文書管理、情報管理が物すごく重要ということを改めて強調すると、そこでそういう新しい条例をつくるきっかけになっていくわけだ。それは非常に大事なことだと私は思っています。

最近、国政やら何やらで起こったことで言うと、今の武蔵野の規則も十分対応しているかどうか疑わしいのは、文書管理が問題なのではなくて、ファイルの中に入れる紙の情報ではなくて、パソコンの中に入っている電子データが重要になってきているわけね。防衛庁の日報問題もそうですし、文書のプリントアウトしたものではなくて、中に入っているものがあるのかないのが問われている。ないと答えていたら、ありましたと出てくるとい問題を繰り返しているわけです。ですから、ああいう文書化されていなくて、データでシステムの中にありますというのをどういうふうに規定しているか。そこがはっきりしているかしていないか、大問題なんですよ。そこが持っているか持っていないか。

もう1つの問題は、役所として残していかなきゃいけない情報で、ファイルに入れているものの中には「ありませんでした」、個人のデータの中に入っていましたと言って出てきた。本当にそうかどうかはわかりませんよ。国の各省の言い分はそうなんですけど、ファイルの中にはなかった、しかし、個々の職員が持っているデータの中に残っていましたと言って、出してきているでしょう。これが武蔵野の場合、個人の中にファイルはあり得るんですか。役所のみんなが持っているものの中に入っているんじゃないですか。そこまで明確にしていますかということが問題なんだよね。今、国で起こっているようなことはどこでも起こり得るんですよ。

【副座長】 私は公文書の毀棄罪について判例を調べて当たったんです。そうしましたら、おもしろいことがわかった。明治、大正時代は公務を中心として考えているんです。ところが、最近の文書保存は公務員を中心として考えている。明治時代は公務を中心として考えているという判例の大きな流れがある。私は明治時代のように、公務を中心としてこれをきちんと捉えるべきだ。公務員として捉えるのではなくて、公務として保存すべきかどうか、こういう位置づけの中でやらないといけないのではないか。明治時代の大審院の判例を見てみますと、今にぴったりでかなり画期的。今からすると、ヘエーッ、100年近い前にこんな判決をしているんだとかいうおもしろい判例があります。ということは、ここできちんと自治基本条例の中に入れて、あるいは入れなかったとしても、条例でぜひ制定してもらいたいというのが私の主張ですね。

自治基本条例で頭出しをしておく。情報なければ公開なしです。この自治基本条例は、情報公開が起点です。原点です。公開なければ参加なし。参加なければ民主主義なしです。したがって、情報公開は、公文書館がなければ完成しません。文書保存という概念が出てこなければ、情報公開は完成しない。民主主義は完成しない。こういう位置づけで重要な視点なので、これをぜひ検討してもらいたいというのが私の主張です。

【副参事（自治基本条例担当）】 ちなみに、文書管理規則には、「文書等」ということで、職務上作成し、取得した文書等、図画、写真、フィルム及び電磁的記録と規定してありますので、そういう意味では、今先生がおっしゃられたデータということに関しても当然含まれているというふうに……。

【D委員】 情報公開条例第2条です。この条例をつくったのは、私が課長のときで、条例の第2条に定義があって、行政文書や電磁的記録も含めてそこに規定されて、それを受けている。コンピューターの中のものも含めて条例で定めている。

【座長】 電子的情報の保存年限はどうなっている。保存年限というのは今まで大体文書を前提に考えているんじゃないの？

【企画調整課長】 保存年限は、まず紙の文書を保存するのと同じ扱いになっています。

【副座長】 一回アウトプットするのでしょうか？

【企画調整課長】 電子で保存しているものについても、例えば、紙のものが5年であれば、その文書も5年という形で、同じ形でやっております。基本的にはそうなんですけれども、ただ、紙のほうは……。

【座長】 CDみたいなものに変えて入れているということ？

【企画調整課長】 市役所の場合は今、全庁でファイルサーバーというところがございます。

【座長】 ファイルサーバーの中にずっと入れっ放しになっているということ。

【企画調整課長】 おっしゃるとおり。ですので、5年保存のものが、紙の場合は5年で廃棄しますけれども、電子データはそれ以上の年数が残っているというケースはまあある状況かと。

【座長】 あるでしょう。捨てていないと思う。

【企画調整課長】 そうです。残っているものを全て今、精査できているかというところ、それは決してそうではないといったところがございます。

【座長】 それはできないよね。5年だとか何年だとか、情報に記号はついているの？ ついていないんじゃない？ 何年で捨てるのか、わからなくなっちゃうよ。

【企画調整課長】 文書管理システムのほうで決めているものと同じ体系で、各課のフォルダも構造をつくりなさいとやっているのですけれども、そこも現実的にはなかなか難しいところで、各課の運用に任せている部分があります。

【座長】 そうすると、ああいう国みみたいな事件が起こったときに、武蔵野も「捨てちゃいました」という回答と、「残っていました」が必ず出てきてしまうんだね。

【企画調整課長】 そうですね。起こり得る話ではございます。

【副座長】 電子情報で、永久保存の場合にはどうやっているの？ あるいは、ケアレスミスで消しちゃったとかは。本来、永久保存の文書を「ここは押しはだめです」というのを誤って押しちゃって、消しちゃった、というのは復元できるのですか。

【企画調整課長】 永久保存というのは規則上ございませんで、今、30 年を最長にしておりまして、30 年以上必要なものについては、その都度延長するという形になっていきます。

今おっしゃられたオペレータのミスによってファイルサーバーから消えてしまいましたというところは、すぐ気づいて、情報セクションのほうに問い合わせをすれば、1 週間以内のものとかは取り戻せる仕組みがございすけれども、それもあくまでそういった運用にかかっていますので、2 週間たってしまってから、実はあのとき消してしまいました、といったところは容量の制限がございまして、完全に消えてしまうということが起こり得る話です。ただ、今は電子を原本とするという規定をしておりますので、原本は紙でやっている。その紙に相当する電子も、同じ期間だけ保存しましょうという形でやっていますので、以前、文書管理システムを入れたときに……。

【副座長】 30 年の根拠は。

【企画調整課長】 根拠は、私は今ちょっとわからないのですけれども。

【座長】 永年というのをやめたときに、最長年限が 30 年に設定されたということでしょう。

【副座長】 だから、何で 30 年に設定したのか。

【企画調整課長】 役所の保存する場所にも限りがあるといったところで、30年で切ったところの根拠は私も今、お答えできないのですけれども。

【副座長】 我々が事務でやっていたときには、永年保存の根拠は80年なんです。80年の根拠は何かと言ったら、戸籍の保存年限です。要するに、紙はそこまでもたないだろうという話。和紙は80年は間違いなくもつよと。だから、永年といっても80年を目標にしている。例えば、私がやっていたときには、永久保存は中性紙で保存しましたよ。酸性紙だったら5年10年はもたないですよ。

【座長】 消えちゃうね。

【副座長】 それを文書課が中性紙で保存しなさいと。一時期、中性紙で保存した。名古屋部長なんかはまだ若かったから、そういうのはかなり徹底しているはずだよ。

【座長】 電子情報である場合、30年なら30年、10年なら10年という間は残すべきものだというふうになったものが、サーバーに入っていますという状態で持っていていいのかね。

【総合政策部長】 基本的には10年とか30年とか、中長期のものは少なくとも紙で保管する。我々事務の流れとしてはそれがほとんどです。30年保存すべきようなものは、電子データではなくて、しっかり決裁を紙でとって保存するというのが事務の流れです。

【座長】 そういう細かな議論に入っていっただめなんですけど、要するに、文書等の情報の管理の問題からきちんと整備し直さなければいけませんというふうに、ちゃんと書いたほうがいいですよということです。

さて、私から言ってしまったんですけど、ほかの方々のご意見はありますでしょうか。

【E委員】 今の文書の部分ですけど、管理の部分でご議論があったので。特に、ここを出ている、文書をつくる、つくらない、その辺も非常に大事な視点なのかなと思っておりました。

どういう趣旨でこういう意見が出てきたのか、ちょっとわかりかねるところもあるんですけど、我々議会も、どういう経緯でこうなったんだと、よく言われるのです。そうなったときに、例えば庁内の会議でこういう議論がありましただとかそういった部分も、どういう形で文書としてつくって、それが残されているのか。何をつくるかというところも、市民からすると、恐らく非常に大事な視点になってくるのかなと。特に、市民からすると、どういう文書があるか、そもそも知らないなので、資料としてこれを求めたいんだけど、何があるのかみたいな話になるのです。

例えば、ホームページを見ると、いろいろな会議とかがあるときに、会議録だとか要録だとかそういったものである程度まとまっているのですけれども、じゃ、それ以外の部分は何もないのか。その辺も市民からすると、非常にわかりづらい部分であるのかなと。議会も同じようなことが問われているわけで、その辺の部分も、どういった文書をつくっていくのか、それはまたどういう管理をしていくのか、そういった両側面できちんと進めていただいたほうがいいのかなと個人的には思っております。

【座長】 文書作成についても、管理規則に一応のルールは書いてあるのでしょうか。幾ら書いても、公務員の人というのは、余り残したくないものはつくらないというふうにするんですけどね。

【副参事（自治基本条例担当）】 文書管理規則第3条には、文書等の取扱いの基本ということで、職員は、市における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに市の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。義務ということで、規定があります。

【副座長】 メモは。

【副参事（自治基本条例担当）】 メモというところまでの具体的な規定は……。

【総合政策部長】 同じです。

【副参事（自治基本条例担当）】 取り扱いの基本ということになりますので、そういう

意味では同じ形になるかと思います。

【副座長】 今は、保存はまだファイリングシステムでやっているの？ 昔は、何々部は赤だとか、色別でやっていた。

【副参事（自治基本条例担当）】 色別ではないですけど、保存年限別にボックスがございまして、30年保存でしたらオレンジのものとかと。

【副座長】 課別に？

【副参事（自治基本条例担当）】 課別です。

【副座長】 それは一覧で見られるの？

【副参事（自治基本条例担当）】 見ることができます。それはシステム化しております。

【総合政策部長】 基本は昔と同じです。

【副座長】 ちょっと自慢させてもらいたいんだけど、ファイリングシステムは、全国の市町村で武蔵野が最初の方です。小山部長と、係長で監査委員をやった川村さんたちが昭和20年代年につくって、情報公開をやるときに全国から視察に来ましたよ。情報公開文書なんていって、武蔵野は徹底した文書管理ができていたというので、モデルケースだった。それに負けないようにやってくださいという意味なんだけどね。

【座長】 さて、88番はそういうことで結構だとして、24ページまでの範囲内で、ほかにはないでしょうか。

【F委員】 市民の役割とかコミュニティに関してです。市民の役割については、前回ここでもお話しして、ここでは責務としないで、役割とするということになって、この懇談会ではそういう答えでいいと思うのですけれども、例えば110番のご意見では、住民が

どういう権利を持っているかというようなことが余り書いていない、ガバナンス法になっているという印象と書いてありました。市政に関する決まり、そういう形でしっかり書いてあるのが目立って、一生懸命市民活動をしているとか、コミュニティ活動をしている人にとっては、書き方がちょっと淡泊なんじゃないかなという意見が幾つかあったように思われますね。骨子案なので、書けないことがいっぱいあるとは思いますが例えば、A委員がお話しになった、子どもへの周知という提案に対するここでの話し合いも大分膨らみました。そのように骨子案には書けないけれども、これからの市民との話し合いで、もう少し意見を交換して、条文ではなくても説明のところなり最初の説明書きで、そういう気持ちを酌み取るような書き方というものもあるのではないのでしょうか。この小さな枠の中では、このように簡潔に書くしかないかと思うのですが、自分の意見は十分検討されたのかなと疑問に思わないような発信が今後できるといいなと思いました。

【座長】 何か発信があると、と言われると、どうすればいいのかわからないんですけど。

【F委員】 今につけ足すと、意見の中には、条文を修正してほしいという意見もありますし、そこまではいなくて、こういうこともあるのではないかという意見とか提案もありましたが、そういう条文の修正以外の部分でどう答えるかという問題でもあると思いました。

【座長】 表現の問題ですね。F委員のご意見にどういう答え方があるのか、私にはよくわからないんですけど、表現の中でうまく書けないかということなんだよね。ちょっと預からせていただいて、ほかの項目のところでご意見があれば聞いていきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

24 ページまで行っているから、随分たくさんのところが出ているんだけど、何かありますか。

24 ページまでというと、コミュニティのところまで全部入っているんだけど、さっき事前の進行の打ち合わせをしているとき、コミュニティのあり方について、懇談会の委員側から特にご発言がなくて、まだ時間が余っていたら、事務局のほうから、ここをどうしましょうと言いたいと言っていたところがあるよね。何番と何番でしたかね。

【副参事（自治基本条例担当）】 23 ページの 295 番と 296 番のところになります。

【座長】 項目「コミュニティ」、テーマ「新たなコミュニティ」はカテゴリ③になっているんだな。この問題の要点は、どういうことですか。

【副参事（自治基本条例担当）】 コミュニティに関して、新たなコミュニティということですか、「新たなコミュニティ構想として明文規定していくことが求められるのではないか」というご意見と、「コミュニティにおける市民自治、市民参加をこれから推し進めていくために、どのように考えていくのかをもう少し記載があってもよいかと思います」ということで、素案の 14 ページ「趣旨・説明」のところでは、コミュニティということに関しては、いろいろなお考えがありますし、自由な活動を前提にしていくべきではないかということがありますので、それを余り具体的に規定し過ぎてしまうと、かえって型にはまりかねないので、このような規定にしているというところなんですけれども、これでよろしいかどうかというところなんです。対応案に関しては、そのような形で書いております。

ただ、295 番のご意見、これからの条例制定のプロセスみたいなことに関しては、今後条例案を作成する中では、もう少し市民の方との意見を交換していくべきではないかということはそのとおりでございますので、そういった対応としておるところです。

【座長】 一応こういう対応案になっているんですけど、これでいいのでしょうかと聞いているわけね。カテゴリ③ということは、事務局は悩んでいるという意味ですね。

【副参事（自治基本条例担当）】 ③に関しては、骨子案に反映させるかどうか、対応に迷うものというカテゴリとさせていただいておまして、そういったご意見の中の 1 つとなっております。

【座長】 事前に別室で進行の打ち合わせをしていたときは、ここのコミュニティの問題について、「自然発生的にできてくるということではなくて」とかと「自然発生的に」という表現が文章にあったわけだ。それに反応していて、それでいい、自然発生的に出てくるものではなくてということを行っている人と、自然発生的にという表現がすごく気になる、とんでもない、自然発生的ではなかった、日々大変だった、試行錯誤しながらやって

きたんだと、言葉の受け取り方が違うわけですよ。「自然発生的に」でいいということは、市民の自主的な活動の分野なので、市役所が方向づけをして、枠をはめてというやり方をしちゃいけないよという気分で、役所の人は、市民のほうから自然発生的に出てきたものなんだ、こういう言い方になっている。職員の人たちのほうが、「自然発生的」という表現でいいと反応する。その人は、市役所が口を出さないという意味で言っているんだよね。

ところが、ここのコミュニティはどうしようかといったところを現場の市民は一生懸命やって、創立者たちは物すごく苦勞をした。たくさんのいろんな意見があったから、もう大変だったという思いのある人は、「自然発生的」なんてとんでもない、冗談じゃないですよと受け取っている。言葉の受け取り方が全然違って、食い違っているわけなんですけど、そういう両方が出てきちゃったわけだから、こういう表現は余り賢い表現ではない、少し別の表現をしないと、みんなの印象が直らないですよということなので、少なくとも表現だけは変えなくちゃいけませんね。

武蔵野の、これだけいろいろ努力してきた分野にしては、書き方が少しあっさりし過ぎているのではないかな。こういう考え方でスタートしたんだとかをもうちょっと。途中でそれなりに軌道修正もあったわけですけど、このままでいいのかどうかというのがこれからの検討課題であるわけです。書き込み出すと、議論は一層いろいろ出てくるとは思いますが、もうちょっと書き込むべきかどうかということなんだよね。

私なんかはスタートしたころは、武蔵野方式の特徴は、自主企画・自主運営・自主管理だか忘れたけど、何かそういう三原則とか言っていましたよね。今度の書き方は、それからはスタートしていません。書いていませんよね。武蔵野の大きな特徴ということも書いていない。圏域を固定して、何丁目から何丁目までは何々コミュニティという言い方はしていないわけだ。ぐるっと楕円形みたいに書いていて、大体こんな感じ、それ以外の人がメンバーに入ってきたって一向に構わないというのが最初からの考え方なんです。そこは弾力的にしよう、どこに属したいと思うことも市民の自由な選択に委ねようということで、ああいう決め方になっているわけです。それも我が市の特徴だと思うんですが、そこも書いてはいない。

それで、なるべく干渉しないようにとやってきたら、今度は、もうちょっと市役所が面倒を見ろよというのがコミュニティの側から出てきた。もうちょっと援助しろと、金銭的にもですけど。それもあったかもしれませんが、いろいろと食い違ってくる。もめごとが起こってくる。市のほうが少し整理をしてよというのが、そちら側から出てくるという時

期もあった。それで条例が制定されたり何かしたといういろいろないきさつがあつて、ちよつとずつ軌道修正してきている部分があるのですが、私も最近のことは余り詳しく知らないのです。そういう経過もきちんと書けているかというのと、書いてはいない。だから、もやもやとした表現になっているのではないのかなというところがありますね。

**【副座長】** 「自然発生的」というのは、296 と 297 をセットで見てもらいたいんですけども、296 は市民の立場から見て、自然発生的ではなくて、住民にとっては意識を持って育ってきたんだ、こういうふう主張しています。これに対して、職員側の意見からすると、自然発生的なものが望ましいと思うと。何も書かない。これは、さっき座長が言ったように、行政から見たら、自然発生的なんですよ。要するに、行政が何もやらない。岩手あるいは青森のほうに行政区があるのです。条例で行政区を定めて、区長さんがいて、そこに庁内報だとかを持って行って、区長さんが配る。したがって、区に入っていない人は配らないとか、こんなようなのがあるわけですけども、そういうのから比べれば、明らかに自然発生的なんですね。

そういうふうにして見ますと、「自然発生的」は、行政の立場から見た場合を主張しているのか、それとも住民で、実際にやっている人から見ての主張なのか。あるいは、住民でも、コミュニティ活動を何もやっていない人から見ているのか。3つの視点があると思うのね。この視点をどうきちんとすり合わせして、うまい表現にするかということなんですけれども、役所のほうで条例か何かの中に入れて、ああしろ、こうしろとやると、これ自体がコミュニティでなくなってしまう可能性がある。そうかといって、住民にとってきちんとやってくれる人は、この条例を制定した後も重要な担い手のご協力者ですから、ぜひ大事にしたいというのもある。ここが難しいところなんですけれども、これをどう表現していくかということになると思いますね。これは明らかに視点の違う話になる。たまたま武蔵野の場合には町内会がありませんから、町内会がないかわりとして自然発生的に、こういうことです。C委員の近所には、まだ町内会が例外的に1件だけ残っている。

**【C委員】** 市内には30ぐらいあります。

**【企画調整課長】** 自然発生的というところは、まさにおっしゃるとおりだと思います。行政からの目線というところがあると思いますので、市民の方からもちよつと違和感があ

ることがございます。これはあくまで「趣旨・説明」のところの表現ですので、ここは適切なものに改めたいと考えております。

それと、コミュニティの中身が重要なことにしてはあっさりしているのではないかと、座長のお話ですけれども、40年以上前にできたコミュニティ構想というものがあって、やはり時代も変わって、今、新しいものをまた考えていかななくてはいけないのではないかと、というのが大きな課題になっているところでもあります。

自治基本条例ですので、基本的には恒常的に武蔵野市に流れていくコミュニティとしてのしっかりしたものを1つ規定しなくてはいけないところがあると思っております、やはり時代によって変わっていく。新しいものが出たら条例改正をすればいいのかといったところもございますので、ここはどうしても抽象度の高いものしか書けないのかなといったところもありまして、今このようになっているところはあるかと思っております。ただ、それも包含した形でいい表現が何かあるのであれば、そこも盛り込んでいきたい。あっさりし過ぎているというのは、おっしゃるとおりだと思っております。

**【B委員】** あっさりしている表現というのは、先ほどのF委員からの話でも、市民のどういった性質を捉えて、その言葉を与えるかというところにもかかわっていると思います。また、最初にA委員からも、市民の自治教育といいますか、市側にも教育の機会を提供してほしいとの発言がされていた。こういった話は位置づけがなかなか難しいと感じます。

例えば、教育委員会は、独立行政委員会という、ある程度、行政からは中立な立場ということになっておりますので、どちらかという行政機関でありながら行政をも監視するというか、そういった位置づけがあるということに理論上はなっています。

しかしながら、このコミュニティの局面では、市民自治と行政との協働で成り立っているという考え方があるというのが、おもしろいわけです。「協働」という概念が出てきた時代から「公共」に対する古典的な法的な性格づけができなくなっているといつて良いと思いますが、この状況を「協働」という概念で上手にやりくりしているのが現状だと思います。

そもそも自治基本条例自体、市民というものをまるで1つの機関かのような形に位置づけているような、当然、行政の中に市民がかかわっていくんですよということを想定してしまうような、そういう雰囲気さえありますので、そのところをどういう姿勢で捉えていくのが問題にはなりません。

市民は行政から束縛されない自由を主張する立場にあるのか、あるいはこういう教育もしてくれ、こういうサービスもしてくれという形で、受益者といいますか、そういったことを要求する権利もあると捉えていくという性格づけも可能です。そうなった場合に、市民教育をしてくれ、行政もコミュニティにかかわってくれということまで書くか書かないかという態度決定にかかわってくると思うのですが、ここは、書いてしまうとよくないのか。憲法上の義務教育では、もちろん保護する子女には普通教育は受けさせなくちゃいけないけれども、その義務教育の無償としての側面は、ハコモノだけはちゃんと公権力が用意するということになっているはずですが、その内容までを要求する権利を市民に認めるのかということ考えてみると、判断が非常に難しい。時代時代の要請に応じて変化するとも思いますので、抽象度の高いものにとどめておくことも一つの方法ではあるとも思います。

**【副座長】** 座長がかかわった国と地方との分権改革が 20 年を経て、今度は武蔵野市なりの内なる分権改革の推進、これが私はコミュニティだと思っているのです。これは何かと言ったら、住民自治の確立です。

分権改革というのは、団体自治、さらには住民自治。実は住民自治は、先生が言われているように、分権改革の時点では住民改革は手をつけていなかったのです。したがって、ここで自治基本条例をつくることによって、住民自治の確立なんですね。これをやらない限り、おくれちゃいます。既に後塵を拝しているんです。一時期、先進的な地方自治を最前線で切ってきた武蔵野市が、おくれさせながら、ここで自治基本条例をつくる。内なる分権改革による住民自治の確立が、新たなコミュニティ構想だと私は位置づけているのです。これは私の主張ですから、議員さんたちにほかの議論があったら、お伺いしたいのですけれども。

**【C委員】** 先ほど副座長から、私の地元の話がありましたけれども、確かに、戦前からある町会というんでしょうか、隣組がそのまま町会として残っているものが2つありまして、2つとも私は役員をやらせていただいているのです。また2つとも性格が違うんですよ。まさしく地域コミュニティだなと思っているのですが、その地元にはコミセンもあります。主に東町三丁目、四丁目なんですけど、じゃ、三丁目、四丁目の人たちがどこに帰属しているかと言ったら、コミセンではないのです。少なくとも町会のほうがよっぽど帰

属性が高い。つながりの深いコミュニティになっている。

ただ、武蔵野市自体はそういった町会を基本的には認めていないので、無関心であり、本当に自主自立でやっています。町会費プラス新聞の集団回収。活動費はそのお金がほとんどです。新聞の集団回収が一番多い。集団回収は補助していただいていますけれども、相当自主自立でやっていることを考えると、コミュニティに対して、先ほどのB委員のお話ではないけれども、余り上から押さえつけられるのは、自治会にしてみると、迷惑な話なんですね。大分高齢化していますけれども、しっかりと活動しているので、そういうことを考えると、この辺を余り書き込まれても困るかな。さりとて余り緩過ぎててもどうなのかなとは思いますが。ちょっと今、話を振られましたので、意見として一言言わせていただきました。

【座長】 ほかの方々は、コミュニティについては、ご意見はよろしいですか。

【E委員】 1つは議会からも出ているような意見でしたので。邑上前市長の時代に新しいコミュニティ構想という話、いわゆる言葉が出てきて、それは一体何ぞやというものが誰も見えていないという状況の中で、今こういう形で出てきたのかなと私は思っています。

いわゆるコミュニティ構想のもとで、ずっとまちづくりが進められてきたというのは、武蔵野市の特徴的な歴史であって、これは今後も継続していく。それは大賛成の話なんです。私もコミセンの活動にも参加させてもらっていて、かつてのコミュニティ協議会は、センターというとまた別物に考えないといけないので協議会という言い方をしますけれども、協議会に行政から求められるものが最近多くなってきたなというのを強く感じるのです。特に、防災関係。地域の人たちも当然やらなきゃいけないという意識は持っているんですけども、行政のほうからも、こういうことをしてください、ああいうことをしてくださいということ、できませんかという問いかけがある。それができる、できないということもあるんですけども、そういった部分が色濃く協議会のほうに振られてくる中で、私たちは一体何をすればいいんだろう、そういう捉え方が最近見受けられるのかなと。

本来、地域のことは地域で考えようということであれば、当然、その地域の課題がそれぞれ違うわけで、防災に関しても、人為的なものなのか、物質的なものなのか、公園だとかそういった公共の場があるのかなのかとか、さまざまな課題があるので、そ

これは地域の中で考えていけばいいという、そういう単位もある。ただ、現実的には、そのコミュニティ協議会の構成にほかの丁目に住んでいる人が関与していたりだとか、ほかの地域に住んでいる、いわゆる団体として関与していたりだとか、複雑に絡み合っているの、単純にこの地域だけというような、そういう視点も大分薄れてきている側面もあるのかなと。そういう中で、新しいコミュニティ構想という言葉が出てきたんだけど、じゃ、それは一体どういうものなんだ、今までやってきたものと何が違うんだというところを1つ整理していかないと。

例えば、一番最初につくったコミュニティ構想は原則として継続していくんだという原点からスタートするのであれば、それはよくわかる話で、ある意味、ここに明確に示してもいいのかなと。その上で、今に合った形というのはどう進めるべきなのかという次の展開みたいなのをもう少し明確にして、ここの部分はこれから長期計画の議論の中に新しいコミュニティ構想が1つの大きなテーマになってくると思うのですけれども、そことの整合性を図っていかないと、恐らく市民の側も、我々は何をしたいんだ、何をすればいいんだという部分と、何ができるんだという、その2つの視点が混乱してしまう。そういう危惧を私自身もちょっと持っているのです。どこまで書けるのかということはあるのですけれども、極力丁寧な書き方で、もう少し細かく書いてもいいかなという気はしています。具体的に書けるところ、基本的な考え方として武蔵野市はこういうコミュニティ構想のもとでやっていくんだ、そうしたところは、もう少し明確化したほうがいいんじゃないかなと私自身は思っています。

**【座長】** お話を承っていて、私は全然不勉強で、何も理解していないということがよくわかったのですけれども、新しいコミュニティ構想という邑上前市長が言い出したことが何かあるのですね。その中身はどういうことですかと聞いても、誰も明確に答えられないのですね。

**【E委員】** 次の長期計画のときに検討していく、たしかそういう回答だったので。

**【座長】** それじゃ、市長自身、言葉は出したけれど、中身がはっきりしていないのですか。

【E委員】 ことし、来年で検討されていく。我々はそういう認識をしているのです。

【座長】 これから検討されていく、その中身を決めていけ、そういうことなんですね。

【E委員】 その辺も、言葉がひとり歩きをしていて、いつ、どこで、どう決まっていくのか、もしくは今のままなのか、コミュニティ条例の改定だけなのか、ちょっと明確化されていなくて、認識も恐らくばらばらだと思うんです。

【座長】 その概念を使った途端に論争になっちゃうわけだ。

【E委員】 そうです。

【D委員】 コミュニティ条例やコミュニティ条例の改正は、それぞれコミュニティ担当の課長をやっていたので、歴史的に振り返りますと、戦後すぐ、私の記憶だとマッカーサー政令第 25 号で、従来の戦前型の自治組織については一度解体をなささいということになりました。サンフランシスコ講話条約の後、各地で自治会、町内会は復活をしてきたのですが、武蔵野市はその道を歩みませんでした。昭和 46 年のコミュニティ構想で、自主参加、自主企画、自主運営という形でコミュニティづくりが進められてきました。しかし、当時の条例は、そういう構想があったにもかかわらず、コミュニティセンター条例が長いこと、25 年間ずっと続いてきて、センターの設置や管理運営についての施設設置条例でございました。

それで、昭和 46 年から 25 年を経た平成 14 年に、コミュニティセンター条例を廃止して、今のコミュニティ条例につくり変えて、第 5 期コミュニティ市民委員会だとか当時ございました新世紀委員会あるいは地域情報化計画検討委員会とか同時並行で走っていたさまざまな委員会で、そのころ出始めたインターネットとか、少子高齢化問題で現在の地域コミュニティ条例は 3 つに規定して、地域コミュニティと、NPO だとかシングルイシューで活動されている市民活動家たちの目的別コミュニティ、それから、その当時としては私は先進的だったと思うのですが、今のような時代の萌芽があったので電子的コミュニティという形にした。しかも、コミュニティについてのその条例は、コミュニティ評価委員会を設置して、2 年ごとにコミュニティ活動を評価するという第三者評価的な規定もつく

ったのです。

しかし、平成 17 年になって、今度は指定管理者制度が導入されることによって、指定管理者制度の項目がドバーッとふえて、結局、それより前のコミュニティセンター条例のような役割を担いというふうな状況で推移をしているということだと思います。

私は、別途武蔵野市コミュニティ条例を定めますというのをどういう方向で改正するのかどうなのか、ちょっと定かではございませんけれども、少なくともコミュニティをめぐって武蔵野市は、そのころだって討議要綱をつくり、かなりの市民討議をし、答申を出し、同時並行的にさまざまな委員会を走らせながら検討してきたという経緯がございますので、そこは少なくともここに記載すべきだろうと思うのです。その延長線上で今どういう到達点にあるかということは今後の課題かなと思いますが、それらも含めて全部、何でもかんでも第六期長期計画でいいのかという議論があるだろうと思います。

もう 1 つ、C 委員のご発言に補足をさせていただくとすれば、我々としては、町会、自治会が残っている地域については、例えば北町五丁目に新しい福祉施設を建設するときは、コミュニティ協議会にももちろん協議をいたしますし、北町五丁目町会の皆さんに対しても、きちんとご説明や住民協議をするという形になっていまして、C 委員のおっしゃるように、コミュニティ協議会だけでという地域もあれば、町会が残っているところは町会にもきちんと誠意をもってご説明し、お話し合いをするところもあります。そういう意味では、複雑といえば複雑、カオスといえばカオスなのですが、そういった歴史的な経過を、ここはきちんと書いたほうがいいのかと私は思いました。

**【座長】** そういう方向で書き直しを考えていただけますか。

しかし、方向がかなりはっきりしていないままであるような課題らしいので、これは新しい条例をつくる時というふうに簡単に書けないことなのではないか。まとめてもう一遍検討しなきゃいけない項目になっているのではないかという気がしますね。そういう書き方のほうがいいのかもしいかなという感じがします。

それでは、少し先へ行きます。

次に、**【第 5 章】** から **【第 6 章及び第 7 章】** というのがありまして、第 5 章「行政の政策活動の原則」、第 6 章「国及び東京都との関係」が入る 25～29 ページあたりについて気になっていらっしゃることはないでしょうか。

【A委員】 26 ページの 341 番「職員の責務」についてです。「市長等の責務」についてのところでは、仕事の質の向上というのが書かれていたかと思うのですが、しかし、「職員の責務」というところでは、質の向上につながるようなものが、この責務の中からはちょっと見えにくいのかなと思ひまして、調べてみたところ、平成 22 年の武蔵野市職員行動指針にも「目的志向で考え、果敢に挑戦し、粘り強くやり抜きます」という言葉があったので、挑戦をしていくといった姿勢を「職員の責務」のところに書き込めると、市民としては、「あっ、動いてくれているんだな」という印象が持てるのかなと思ひました。

【座長】 市側で何か意見はありますか。職員の責務について、もう少し書き方がないでしょうかというご意見なんですけど。

【G委員】 今、A委員のおっしゃるのは、行動指針ですので、職員が職務に対してとって行く姿勢ということで考えられるのかなと思ひていて、責務というふうにしちゃうと、ニュアンス的にはちょっと違うような気がするのです。チャレンジする精神というのは、今、武蔵野市の行動指針の中でもやっていますし、全体の庁内の職員に対する教育の方向性としてはやっているのですが、それを責務的に捉えちゃうと、ちょっと違うような気がするのです。

【座長】 341 番に出ている意見をお書きになった方は、「聴くこと、情報を提供すること、期待に応えること、先の力が必要だと強く感じる」ということだから、ここで言うていらっしゃる先の力というのは、責務というレベルの話ではないのではないかといいことですね。責務という形で規定することはどうもふさわしくないことじゃないか。こういう期待を持っていらっしゃるわけで、その一歩先の何かを書いてほしいとていらっしゃるといふ意見ですね。

A委員は、責務とは別に、職員への期待みたいなことを書きたいということですか。

【A委員】 「市長等の責務」で仕事の質の向上ということを書いて……。

【座長】 それは経営者だからね。経営者だから、質を向上させるようにやっていかなきゃいけない。

【A委員】 職員1人1人がそれを担っている立場だとするならば、姿勢ではあるかもしれないですけども、そこにつながる部分、市長はそれを責務として負っているけれども、市職員はその指示だけに従っていればいいという印象になってしまうと、どうやったら、その質の向上につながるのかなというのが、読んでいてちょっと疑問に感じて、そこに対応するものがちょっと不足しているのではないかなという印象を持ちました。

【座長】 副座長、元職員としてそういうことを書く、いい書き方がありますか。職員への期待みたいな。

【副座長】 もともと職員は、それで地方公務員法に基づいて誠実に仕事をやって給料をもらっているわけですね。行動指針の方向性にすぎないのをここで書く必要があるかとなると、そこまでは必要なくて、あるいはそういう意識を持つように努めなければいけないとかね、このぐらいのニュアンスならばいざしらず、具体的にになると、将来はどうなるかわからない。もっと先を読んで、条例にすること、項目に起こすということ自体は、ちょっと大変かな。何を見据えるのかな。

武蔵野はお金持ちの市で、不交付団体だから、本当に自主運営、自主的にやっている。お金持ちでないところは、職員は物すごく簡単なんです。何が簡単かと言ったら、国に言われているとおり仕事をやれば、お金を使い切るんです。ところが、武蔵野は財政力指数が1.3ぐらい入るわけです。財政力指数からみると30%ほど収入が多い。この30%を政策としてどう使うかは、職員の中の責務としてきちんと位置づけられているし、これが副市長なり市長なりのリーダーシップとしての役割だと思っています。あえて書く必要はないのかな。

【B委員】 あえて書く必要はないですけども、パブリックコメントと市民意見交換会で、職員は地域に出てくださいという非常に厳しいご意見があったように思うのです。自治基本条例の性質上、市の職員であればこれをしなければならぬ、サービスをしろという形で方向性なりなんなりを規定するのは、とてもつきづきしい感じはするのです。

それに関連させて、逆の視点では、最近では、市民にももっと自治活動しろと義務化したいと求める傾向が存在する。これは、特に住民自治に積極的に関わっている市民の側

からの主張として特徴的だと思うのですが、義務教育の場を使って教育してくださいとかと、逃げられない場所でも何でもいいから市民自治を実現させようという方向にも行きたいという動きが活動的な市民の方から出ていて、それをどう受け入れるのか。あるいは、それはちょっと筋から外れるからという形で、はねるのかということだと思うのです。

ただし、職員に対して、地域に出ていくのがあなたたちの公僕としての本来の仕事なんじゃないですかという形を書くのは、もちろん将来的にどうなるかわかりませんのでコアの部分だけで結構だと思うのですけれども、おかしくないという気はいたします。

【座長】 何かいい知恵はありますか。——きょうは、時間がないので、その問題も、ちょっとペンディングにさせていただきます。

最後の【第8章】及び【その他】について。

29 ページから 35 ページまでの第8章「平和」及び「その他」というところについて何か気になっていらっしゃるものがあったら、ご発言だけ聞いてしまいましょうか。——特にはないですか。

### (3) 懇談会と議会との協議について

【座長】 なければ、本当に時間がないので、最後にきょうやっておかないと困るのが、「懇談会と議会との協議について」。資料3になって出ているものがありますので、それに移らせていただいてよろしいでしょうか。

事務局からちょっと説明してください。

(副参事(自治基本条例担当)が資料3について説明)

【座長】 要するに、我々は、7月の下旬以降に議会側と懇談会との意見交換が行われまじすということを了承すればいいわけ？

【副参事(自治基本条例担当)】 日程に関しては、まだ何も調整ができておりませんので、これから調整をさせていただきたいと考えております。

【座長】 方式もね、日程もそうだけど。どういうふうに議会と我々は進めるの？ 全会

派に集まってもらうのか、会派ごとにやるのか、そういうことも決まっているの？ 決ま  
っていない？

【副参事（自治基本条例担当）】 詳細についてはまだこれからなんですけれども、こち  
らから今お願いしている段階では、会派ごとの意見交換をさせていただきたいと考えてお  
ります。

つけ加えますと、意見交換の日が、どうしても懇談会の日程と同じく平日の夜間になっ  
てしまうことが考えられます。平日の夜間で全会派とというのは、一日でとはいかないか  
なというところがございますので、全体で2日間ぐらいということで検討させていただき  
たい。

【座長】 時間配分は。

【副参事（自治基本条例担当）】 時間配分等については、これから議会側と調整してと  
いうことになると思います。

【座長】 今のところはそういう方針でいきますということを了承してくださいというこ  
とですね。よろしいでしょうか。

最後に、今後の日程など事務的な連絡ということになるのでしょうか。

【副参事（自治基本条例担当）】 今申し上げたとおりになります。きょういただいたご  
意見等に関しても反映させつつ、意見交換していただいた後、7月から8月の第22回、  
第23回のところで骨子案の検討という形になってまいりますので、この対応案も含めて  
ご協議いただければと思っております。日程のほうはまた別途調整いたします。

【座長】 議会との意見交換をした結果をどう反映するかということをもた議論してい  
ただかなければいけないということ？

【副参事（自治基本条例担当）】 そういうことになります。

【座長】 議会と懇談会との意見交換というのは、回数のうちとは別なのね。そこに2回ぐらい、平日の夜に入るだろうという話なのね。それが終わった後に、正式の第 22 回の懇談会と第 23 回の懇談会がまたあると。これが最後の委員会とはなかなか言えないのね。

【副座長】 この前もあったけれども、議員のお2方はどちらに出るの？ 議員で出るの？

【C委員】 懇談会の委員としてです。

【副座長】 議員ではなくて、懇談会の方で出るのね。

【座長】 わかりました。どうもありがとうございました。

午後8時52分 閉会